

令和 7 年度

事業計画書

社会福祉法人
平川市社会福祉協議会

令和7年度 社会福祉法人平川市社会福祉協議会 事業計画書

〔基本理念〕

「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」

〔基本方針〕

超少子高齢社会下の現状は、核家族化の進行や人口減少を伴い、家族力や地域力の低下を招き、新型コロナウイルス感染症や長期的な物価高の影響により、人間関係の希薄化、社会的孤立を促進させるとともに、経済的な困窮者を増加させています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画しながら地域とともに創っていく、地域共生社会の実現が求められています。

このことから本会では、『市民の困った』に対応する総合的な相談体制を強化し、これまでの福祉的な貸付制度に加え、既存の制度やサービスによる支援が受けられない方への現物給付による経済的な援助や日常生活自立支援事業、法人後見等の権利擁護事業を推進します。

また、住民組織や社会資源との協働で行う小地域福祉活動、ふれあいサロンの設置箇所拡大及び当事者組織への支援等を通して、住民相互の連携を図りながら、生きがい創出と居場所づくりに取り組みます。

さらには、近年厳しい経営状況が続く介護保険サービス事業については、効果的、効率的な運営に努めるとともに、本会に求められる介護サービスの在り方について検討します。

今後も、地域住民、関係機関、行政機関等との連携・協働を図りながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉の充実・推進に向けて役職員一丸となって努めて参ります。

〔重点目標〕

1. 法人経営の基盤強化
2. 総合相談・援助体制の確立
3. 地域生活支援の強化
4. 地域福祉事業における住民参加の促進
5. 福祉教育・ボランティア活動の推進
6. 低所得者・障がい者等の自立支援
7. 介護保険事業・介護予防事業・総合支援事業の経営
8. 共同募金配分事業の効果的実施
9. 指定管理者事業・受託事業の効果的運営

〔事業内容〕

1. 法人経営の基盤強化

(1) 理事会・評議員会・正副会長会議の開催

本会の経営を担う理事会、評議員会を定期的に開催します。

また、正副会長会議を随時開催して、役職員一丸となって経営基盤の強化を図ります。

なお、社会福祉制度改革に基づいた、ガバナンス（内部統制）強化や透明性の確保等への対応に取組みます。

(2) 各種部会及び委員会の設置、開催

専門的事項について、法人の経営に参画または会長の諮問に応え、意見具申を求めるため、定款第33条に基づき部会および委員会を設置、開催します。

(3) 職員レベルの会議、委員会等の開催

課長会議、事務局会議、事業管理者会議、広報誌・公式ホームページ・ソーシャルネットワークワーキングサービス委員会を開催します。

(4) 第4次地域福祉活動計画の周知と実施

第4次地域福祉活動計画を年次別実施計画に合わせて推進するとともに、計画の進捗管理を行います。併せて、第4次地域福祉活動計画の周知を図ります。

(5) 監査の実施

本会の事業、会計の適正な運営を図るため、監事による定期監査を実施します。

(6) 青森県、平川市の所轄庁による指導監査

本会の事業、介護保険事業、受託事業等について、指導助言を受けます。

(7) 苦情解決に関する第三者委員の設置・運営

本会の事業のサービス利用者からの苦情に対し、社会福祉法第82条を踏まえた本会の規程に基づき、利用者の権利と利益の保護に資するため、迅速な改善を図ります。

(8) 個人情報保護及び特定個人情報に関する体制の強化推進

職員に対して、法律の内容を周知するとともに、個人情報保護の徹底を図ります。

(9) 理事、監事、評議員の研修会開催および外部研修への参加

役員、評議員の研修会、外部研修への参加機会を設けて、変動する社会福祉の事業や制度に関して、学習する機会を設けます。

(10) 職員研修の実施

職員の専門性・資質の向上および福祉意識の共有を図るため、内部研修、外部研修を積極的に実施します。

准認定ファンドレーザ研修（総務課1名予定）

(11) 機関紙「社協だより」の発行

本会の各種事業等の情報を掲載した機関紙「社協だより」を年2回発行します。

(12) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の効果的運用

各種情報の提供、事業のピーアール、各種申請様式のダウンロード等のツールとして、ホームページの運用及び更新を図ります。

また、Facebook と Instagram を効果的に活用し、タイムリーな情報をお届けします。

さらに、会議等の案内は、メールやLINEを活用して、経費の節減に努めます。

(13) 会費・一般寄付金の募集

本会の自主財源となる会費と一般寄付金の果たす役割は非常に大きく、会員の増強を目標として、募集方法の検討や更なる趣旨の理解に努めます。

特に、取引先や平川市内の企業・団体に対して、会員の増強に努めます。

また、寄付金では、新小学1年生に図書カードを贈呈する「きみの一冊応援プロジェクト」に多くの方が賛同いただけるよう、目的型の寄付金として多様な申し入れができるよう拡張します。

(14) ふるさと寄付金の募集

住民に親しまれる「社協」を目指し、マスコットキャラクター（リンゴの花の妖精）を作成しました。ポロシャツ等のオリジナルグッズを製作し、ふるさと寄付をした方には、オリジナルグッズの返礼品を差上げています。

個人の方で、「ふるさと」を応援したい、貢献したいという思いを寄付金というかたちで受付し、本会が実施する地域福祉活動を推進するための財源として、各種の地域福祉事業に活用します。

(15) キミの一冊プレゼント募金の募集（新規）

新小学1年生を応援するプロジェクトとして、市内約30箇所に募金箱を設置して、寄せられた募金から図書カード2,000円を贈呈します。

（令和8年度の新小学1年生が対象となります。）

(16) 共同募金運動の実施

共同募金の趣旨を踏まえ、地域の課題やニーズに合った事業計画を立案し、住民に対して、配分金の使途を明確にした情報提供を行います。

今年度も、平川市共同募金委員会と協同で「赤い羽根ピンバッジ」を作成して、共同募金運動の普及活動に活用します。

(17) 出前型寄付金等の募集（新規）

色々な形での寄付の文化を定着させるため、関係団体等と連携しながら市内外の様々なイベントブースの設置等を行います。

(18) 青森県域、津軽広域レベルの連携・協力

地域福祉事業の発展に期するため、青森県市町村社会福祉協議会連絡会および津軽広域社会福祉協議会連絡協議会と連携し、制度の狭間にある問題解決に向けた取り組みを協力して推進します。

(19) 「平川市社会福祉法人連絡会」（仮称）の組織化

平川市内の社会福祉法人に呼びかけ、趣旨に15法人から賛同をいただきました。

その15法人で「平川市社会福祉法人連絡会」（仮称）の組織化を図り、地域生活

課題の解決に向けて、福祉関係の情報等を共有し、勉強会や研修会を開催し、複数法人の連携協働による事業の開発等の実現を目指します。

2. 総合相談・援助体制の確立

(1) ふれあい相談所の開設

全ての住民を対象に、総合的に対応した相談体制を整備します。

また、広域的な相談窓口の開設やあらゆる社会資源（ふれあいテレフォン等）を活用して、個々の生活支援も含めて問題の解決に向けた、相談と援助を一体的に提供する相談援助機関の確立に努めます。

- ①特別相談所 (年 6回) 10:00～12:00 青森県司法書士会
- ②広域法律相談所 (年11回) 10:00～12:30 小田切・米山法律事務所
- ③電話相談、出張相談(随時) 社会福祉士、在宅介護支援センター相談員等
- ④一般相談、介護相談(月曜～金曜) 9:00～17:00 同上
- ⑤メール相談 受付 365日・24時間
対応(月曜～金曜) 9:00～17:00 社会福祉士

(2) 平川市及び専門機関との連携、協力

本会の相談は、あらゆる相談に対応するため、他の社会資源と有機的に連携します。

また、必要に応じ、他の専門機関へも個人情報保護を踏まえたうえで、情報提供を含め協力します。

(3) 広報活動の実施

あらゆる媒体を利用し、相談情報の提供を行います。

- ①心配ごと相談所年間日程表(年1回・社協だよりへ掲載)
- ②社協ホームページへの掲載(随時)

3. 地域生活支援の強化

(1) 小地域ネットワークの形成

小地域において、ケースに順応したネットワークを形成します。

また、それぞれ独自の組織体制の確立、運営の支援に加え、効果的な組織間の連携も図ります。

(2) 日常生活自立支援事業の実施(基幹社協)

高齢者や障がいのある方が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的金銭管理を行います。

また、地域包括支援センター等の関係機関と連携した取組みを行います。

- ①専門員の配置(社会福祉士等)
- ②基幹社協として、管内社協(大鰐町社協)との連携
- ③生活支援員(管内社協)に対する支援

④専門員及び生活支援員に対する各種研修会、セミナーへの参加

(3) 成年後見サポートセンターの運営

精神上の障がいや知的障がい、認知機能の低下によって判断能力が十分でない方々が、社会生活において様々な法律行為を必要とする場合に、相談から申立ての支援、成年後見人の受任まで総合的に支援します。

また、判断能力に応じて、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行をスムーズに行えるよう支援します。

なお、弘前圏域権利擁護支援センターとの連携を図ります。

(4) 権利擁護と成年後見セミナーの開催

成年後見サポートセンターで養成した人材へのフォローアップや市民後見人への活動支援、市民に対して、成年後見等権利擁護関係制度の周知を図るために成年後見セミナーを開催します。

(5) 雪に対する生活支援の実施

市民の雪に対する各種相談を受付し、状況に応じて小規模除排雪事業を実施している町会や福祉会（部）または有償で除排雪を実施する市内の業者等を紹介します。

生活保護世帯以外の近隣市町村に身寄りのない低所得者の場合は、相談者の雪の状況に合わせて、職員やボランティア、関係機関で協力し軽微な除排雪を実施します。

(6) 子育て応援ネット事業（平川・黒石・藤崎・田舎館社協の広域事業）の実施

地域の子育て力の一助並びに、子どもを安心して生み育てる環境を整備する一環として、保育サービスの担い手として養成した「保育サポーター」の派遣等による子育て家庭の支援を図ります。

①保育サポータースキルアップ研修会

②子育てサロンの開設支援

③ファミリーサポートセンターの運営

(7) 車いすの貸出（有料）

市内の在宅の要援護者、障がい者等に介護やねふた祭り、桜祭り等のイベントに参加するための短期的な車いすの貸出を行います。

4. 地域福祉事業における住民参加の促進

(1) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業

①ほのぼの交流協力員事業の実施

住民ボランティアが地域内のひとり暮らし高齢者等に対して、定期的な友愛訪問や見守り活動を行います。

加えて、様々な機関と連携し、生活困窮を含むニーズ発見のためのネットワークや課題解決に向けた住民による共助体制の構築を図ります。

また、住民の生活を支援する様々な関係者を参加対象とした研修会を開催し、生活支援者の質の向上を図ります。

②ボランティア活動促進事業（ボランティア活動保険）

誰もが安心してボランティア活動が行えるよう年間を通じて、登録ボランティア（各種事業協力ボランティア、ボランティアセンター登録ボランティア、ボランティア連絡協議会会員等）にボランティア活動保険を掛けて、支援します。

（２）ふれあいいきいきサロン推進事業

誰もが気軽に歩いて参加できる場所を拠点に、参加者が自ら企画し、運営する小地域（グループ）での生きがい活動を支援します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業としての発展を推進します。

①ふれあいいきいきサロン開催グループへの支援、協力

社会資源の紹介、物品の貸出し、情報提供等により側面からサロンを支援すると共に新たなサロンの設置を推進します。

②ふれあいいきいきサロンの普及、啓発

③情報交換・意見交換会の開催（出前講座、総合事業の推進）

（３）地域ふれあい交流会開催事業

住民相互の交流保持と地域におけるネットワーク推進を図るため、児童から高齢者まで地域の誰もが参加できる交流会を開催する町会に助成金を交付します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業としての発展を推進します。

①ふれあい交流会開催地域への支援、協力

交流会開催に必要な物品の貸し出しや関係機関との調整、チラシ作成、情報提供を行い交流会の開催を支援します。

②情報交換・意見交換会の開催（出前講座、総合事業の推進）

（４）小地域福祉活動事業の推進

小地域における福祉の仕組み作りを目的に、ほのぼの交流ネットワーク活動を基盤とした、地域独自の福祉活動を支援します。

必須事業には、町会の世帯数に応じた助成金を交付します。

また、特定事業も選択した場合には、事業に応じた助成金を上乗せ交付します。

①ふれあいホットサロン事業の推進（選択事業）

小地域福祉活動事業の選択事業で、65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象とした小地域での会食サービス事業を行う町会及び福祉会（部）に対して助成金を交付します。

②小規模除排雪事業の推進（選択事業）

小地域福祉活動事業の選択事業で、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯及び障がい者世帯を対象に、道路除排雪後の雪の固まり除去や生活路の確保をするために除雪ボランティアを配置した町会及び福祉会（部）に対して助成金を交付します。

また、平川市で実施する小規模除排雪事業支援補助金も活用し、小規模除排雪事業の推進を図ります。

③特定助成金（選択事業）

小地域福祉活動事業の選択事業で、通常活動のほか個別開催している先駆的地域福祉事業に対して、内容を精査の上で助成金を交付します。

(5) 自主防災組織との連携

雪害や地震等の災害時に備え、防災意識の高揚や地域内での減災に取り組む体制作りを啓発し、自主防災組織との連携を図ります。

(6) 緊急通報システム「福祉安心電話サービス事業」の実施

ひとり暮らし高齢者等を対象として、協力員および遠方家族、消防、警察等のネットワークによる緊急時（急病、火災）の対応や協力員による地域での見守体制を築き、ほのぼのの交流協力員、福祉会（部）、民生委員等と連携し、福祉コミュニティの形成に努めます。

①通報機器の管理

②事業のPR及び設置希望者調査

③新規設置世帯および協力員等説明会の開催（随時）

④ふれあいテレフォンの実施

(7) ひとり暮らし高齢者会食サービス事業（12回）

ひとり暮らし高齢者を対象に、月1回の会食の中で、参加者相互間での交流と話し合いの場とします。

また、食生活改善推進員会とボランティアの協力で、栄養に配慮した食事を提供します。また、アトラクション等による刺激づくりを行います。

参加者相互間の交流や高齢者が、住み慣れた地域で生活していくための機会とします。

なお、年2回野外会食を実施し、刺激づくりや生きがいくりの機会とします。

(8) 愛の輪レクリエーション事業（青森県社会福祉協議会指定事業・予定）

市内全体の障がい児・者、その家族、ボランティア、関係者が一堂に会し、レクリエーションを通じて交流し、互いの親睦と融和を図るとともに、この機会を通じて障がい児・者の日常的な社会参加や自立生活支援に係わる課題について、当事者・関係者が話し合う場を形成します。

(9) 三世代交流ふれあい広場の開催

児童と高齢者等が一堂に集い、昔遊び等を通して、地域住民と交流を図りながら、お互いの親睦を深めることを目的として、開催します。

5. 福祉教育・ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの基本方針

介護予防・日常生活支援総合事業や地域共生社会実現といった、国の施策や災害発生後の被災地支援といった観点から、地域住民や有志によるボランティア活動の重要性が増しています。

このような流れから年齢、性別、障がいの有無などに関係なく、誰もがその思いや能力、経験を生かしたボランティア活動が行えるような受け皿が必要です。

ボランティア市民活動センターでは、ボランティアや市民活動を実践している方々が、自分の可能性を発見し、いつでも、どこでも、身近で楽しく、主体的にボランティア活

動に参加できる体制の構築を図ります。

- ①ボランティア・市民活動センター推進委員会の開催
- ②ボランティアに関する情報の提供及び啓発
- ③ボランティアに関する相談、登録、斡旋
- ④ボランティアに関する養成、研修、講座
- ⑤ボランティア活動保険等の加入促進
- ⑥ボランティア連絡協議会との連携

(2) 災害ボランティアセンター設置協定に関する連携

平川市と締結した「災害時におけるボランティアセンターの設置等に関する協定」について、有事に対応するため平常時から市と連携を図ります。

(3) 災害ボランティアネットワークの構築

近年、様々な大規模災害が発生し、緊急時に速やかに対応できる体制作りが求められており、災害救援マニュアル等に基づきながら地域住民と共に災害ボランティアネットワークの構築を図ります。

(4) 福祉教育の推進

① ボランティア活動推進校指定事業

福祉教育の推進を図るため、平川市内の小学校、中学校、高等学校を対象にボランティア活動推進校を募集します。

② 福祉体験事業の開催

市民全体を対象として、福祉に関する普及啓発を目的に、体験型イベント等を企画し、「福祉の心」の醸成に努めます。

③ 学校連絡会の開催

平川市内の小学校、中学校、高等学校の担当教員と福祉教育、ボランティア等の福祉に関する情報交換会を開催して、福祉ニーズを共有します。

また、福祉ニーズや福祉意識調査の結果等を参考に学校関係者と協働する事業の企画等について、検討します。

④ 社会福祉士実習（大学生等）の受入れ

実習受入マニュアルに基づき、実習指導者研修を修了した実習スーパーバイザー（社会福祉士）が中心となり、組織内の共通認識のもとに次世代の福祉を担う人材育成を支援します。

(5) 福祉情報出前講座事業の講師派遣・斡旋

平川市内の学校、町内会や各種団体から申込みを受け付けて、職員の派遣または講師を斡旋して、福祉の広報活動として、出前講座を実施します。

また、住民ニーズに応じたメニューの開発にも努めます。

(6) ボランティアポイント事業の実施

所定の講習を受講後、登録されたボランティアに対して、ボランティアポイントカードを発行して、ボランティア活動が実績として見える体制を構築することで、市民のボランティア意識の高揚を図ります。また、ボランティア活動を始める入り口としての効

果も果たします。

併せて、ボランティア受入施設との連携強化を図り、受入先の開拓を行います。

6. 低所得者・障がい者等の自立支援

本会では、低所得世帯の自立支援、世帯更生を目的として、以下の事業を行います。

(1) たすけあい資金の貸付

本会が行う世帯更生に向けた生活支援、自立援助のための貸付資金となります。

(2) 生活福祉資金の貸付

「総合支援資金」、「福祉資金」、「緊急小口資金」、「教育支援資金」等対象世帯の自立更生を目指して、資金の貸付と民生委員の指導援助の併用により、生活意欲の助長促進と生活の安定を目的に貸付します。

また、生活困窮者自立支援事業との連携を図っていきます。

(3) 長期生活支援資金の貸付

一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付します。

(4) 要保護者世帯向け長期生活支援資金の貸付

生活保護受給申請者に対し、一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付します。

なお、本事業は、生活保護に優先する事業となります。

(5) よかったらどうぞBOXの設置（フードバンク事業）

市民・企業等から善意の食糧等の寄付物品を生活困窮者等の生活支援に役立てます。

(6) 社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」の実施

社会福祉制度改革への対応として、青森県社会福祉協議会主体のネットワークに参加し、福祉制度のはざまにいる人を対象とした総合相談、経済的支援、食料の提供、就労・社会参加等の支援活動を実施します。

(7) NHK歳末たすけあいの配分（共同募金配分事業）

手をつなぐ親の会と母子寡婦福祉会の当事者団体による合同クリスマス会を開催することにより、会員相互、団体間、親子間のふれあい交流を図ります。

(8) 障がい者通園（所）助成事業

心身障がい者が、10月から3月までの平川市外の就労支援施設、作業所等に通園する際の交通費を助成することで、生活の支援を図ります。

平川市内に潜在する対象者へ制度の周知を図るとともに、生活面に関してのニーズの掘り起こしを行い、通園助成以外の生活支援についても検討します。

7. 介護保険事業・介護予防事業・総合支援事業の経営

◎訪問介護事業所・第1号訪問事業

1. 基本方針

利用者が住み慣れた地域で、その人らしい生活が出来るよう共に考え、共に歩める支援に努めます。

また、地域の生活支援ネットワークとの関りを深め、地域住民の一番身近な存在となる事業所を目指します。

2. 事業内容

(1) 訪問介護

①身体介護：受診介助、食事、排泄、衣類着脱、自宅入浴介助、身体の清拭、洗髪、通院等乗降介助、その他必要な身体介護等を行います。

②生活援助：調理、衣類の洗濯と補修、住居等の掃除と整頓、生活必需品の買物、関係機関等の連絡、その他必要な家事等を行います。

(2) 第1号訪問事業

調理、衣類の洗濯、住居等の掃除や整頓、生活必需品の買物等のほか、日常生活上の出来ないところの見守りやお手伝いを行います。

(3) 自費サービス

介護保険サービスを優先とし、介護保険ではできない部分の必要な介助を行います。

(4) 感染予防

利用者に安心して快適な生活を送っていただくために、日常的に標準予防措置策を徹底します。

また、自分自身を守り、ウイルスの拡散やその他の感染拡大の防止に努めます。

3. その他

(1) スキルアップ

専門職として、知識・技術を高め、倫理に基づいて誠実にサービスを提供します。

(2) 法令遵守

介護保険法並びに関係法令等を遵守し、適正な事業運営を確保するとともにサービスの質の向上に努めます。

(3) 事業の評価と事業内容の見直し

①サービス提供に関してのマニュアルを見直し、改善する必要がある場合は、検討・変更して、質の高いサービスを提供します。

②利用者の状態、環境の把握、情報共有のため、相談支援員、介護支援専門員等とのミーティングを随時実施します。

(4) 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や非常災害時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する体制等を検討する委員会を年2回開催します。研修を年1回および訓練を年1回実施します。必要に応じて業務継続計画の見直しを行います。

(5) 虐待防止の推進及び身体拘束等の適正化のための対策

虐待防止及び身体拘束等の適正化について検討する委員会を年2回開催します。

研修を年1回実施し、職員の知識と意識の向上を図ります。

(6) ハラスメント行為への対策強化

誰もが安心して働ける職場環境を実現するために、研修を年1回実施します。

4. 研修会、会議、実習計画等

(1) 研修会の参加計画

① スキルアップ研修会

② 初任者・中級者・上級者研修

③ ホームヘルパー技術研修（1名予定）

④ 介護サービス事業者等に対する集団指導

⑤ 介護サービス情報の公表制度「10の研修テーマ」に係る研修会

⑥ 青森県社会福祉協議会主催の研修会

⑦ 青森県立保健大学地域連携・国際センター主催の研修会

⑧ 採用時研修会：主な内容—法令遵守・接遇等（採用後3ヶ月以内）

(2) 会議等

① サービス担当者会議（随時）

② 管理者会議（月1回）

③ サービス内容検討会議等（随時）

(3) 実習の依頼がある場合は、実習生の受入れ（随時）

5. その他

(1) 福祉有償運送事業（更新登録の申請）

(2) 移動支援事業

◎通所介護事業所・地域密着通所介護事業所・第1号通所事業

1. 基本方針

本会の理念に基づき、住み馴れた地域の中で相互に支えあい、自立し生活ができるよう本会の社会資源を活用し、事業所内の連携を取りあい、心も身体も温まる施設を目指し、心身機能の維持に努めます。

「ここに来るのが一番の楽しみ」と思ってもらえるよう、おもてなしの心で接し、個々の目的・要望にあった利用計画を共に考え、自立支援の促進に努めます。

2. 事業内容

(1) 送迎：ドア・トゥ・ドアにて対応し、利用者および家族に負担をかけないようにします。（必要に応じて、自宅内への送迎を行います。）

(2) 健康管理：バイタルチェックのみならず、利用者および家族とのコミュニケーションを図り、心身状況の把握、体調変化の早期発見に努めます。

(3) 入浴：心身状況に応じた介助および浴槽にて入浴を行い、リラックス出来る環境を作ります

- (4)食 事：身体状況及び嗜好を考慮した、食事を提供します。月1回バイキングの実施や季節の行事の際にはスペシャルランチとして提供し、季節の変化を感じていただき、食事に対する満足度の向上に務めます。
- (5)レクリエーション：心身の活性化を目的に、バラエティに富んだレクリエーションを行い、明るく楽しい雰囲気の中で楽しんでいただきます。
季節ごとの行事や外出行事、地域の方々と交流することで、生きがいや楽しさを持っていただけるよう支援します。
- (6)排 泄：利用者の自尊心を傷つけないよう配慮し、自立度に応じた介助および見守りをします。
- (7)相談援助：利用者および家族からの相談に対して迅速、適切な対応・助言をします。
- (8)機能訓練：利用者の心身等の状況において、日常生活を送るのに必要な機能の維持、その減退を防止するための訓練を行います。
- (9)自費サービス：介護保険サービスを優先とし、介護保険ではできない部分の必要な介助を行います。
- (10)感染予防：利用者に安心して快適な生活を送っていただくために、日常的に標準予防措置策を徹底します。

3. その他

(1)スキルアップ

専門職として知識・技術を高め、倫理に基づいて誠実にサービスを提供します。

(2)法令遵守

介護保険法並びに関係法令等を遵守し、適正な事業運営を確保するとともに、サービスの質の向上に努めます。

(3)情報提供

利用者及び家族に、通所介護事業の情報を定期的に提供します。

①デイサービスだよりを毎月発行して、事業の情報（行事・献立・お知らせ等）を利用者及び家族に配布します。

②見学や体験利用を受入れします。

③介護保険制度の改正に伴い、情報収集、内容の解釈に努め、利用者および家族に対して、分かりやすく説明し、安心して介護サービスが利用できるように支援します。

(4)事業の評価と事業内容の見直し

①サービス提供に関してのマニュアルを見直し、改善する必要がある場合は、検討・変更して質の高いサービスを提供します。

②利用者の状態、環境の把握、情報共有のため、ヘルパー、ケアマネジャー等とのミーティングを随時実施します。

(5)感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に対して周知します。

また、必要に応じて指針を整備します。

(6)業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や非常災害時において、利用者に対する継続的なサービスの提供と早期の業務再開を図るための計画を職員に対して周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施します。

また、必要に応じて業務継続計画の見直しを行います。

(7)虐待防止の推進及び身体拘束等の適正化のための対策

虐待の発生またはその再発を防止するための対策を検討する委員会及び研修を定期的に開催し、その結果について職員に対して周知します。

また、必要に応じて指針を整備します。

4. 研修会、会議、実習計画等

(1)研修会の参加計画

- ①介護サービス情報の公表制度「10の研修テーマ」に係る研修
- ②介護サービス事業者に対する集団指導
- ③青森県社会福祉協議会主催の研修会
- ④青森県立保健大学地域連携・国際センター主催の研修会
- ⑤採用時研修会：主な内容—法令遵守・接遇等（採用後3ヶ月以内）

(2)会議等

- ①サービス担当国会議（随時）
- ②管理者会議（月1回）
- ③サービス内容検討会議等（随時）

(3)実習の依頼がある場合は、実習生の受入れ（随時）

◎第1号通所事業・通所型サービスA うぐいす

1. 基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状態等を踏まえながら、地域の住民等による支援等の多様なサービスの利用を促進し、自立のための生活支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持または向上を目指します。

2. 事業内容

- (1)送迎：希望する方に送迎を行います。ドア・トゥ・ドアにて対応し、利用者と家族に負担をかけないようにします。
- (2)健康管理：バイタルチェックのみならず、利用者および家族とのコミュニケーションを図り、心身状況の把握、体調変化の早期発見に努めます。
- (3)入浴：希望する方に入浴を提供します。脱衣所・浴室の環境を整え、体調等の確認、見守りをします。
- (4)食事：身体状況および嗜好を考慮した、食事を提供します。月1回バイキングの実施や季節の行事の際にはスペシャルランチとして提供し、季節の変化を感じていただき、食事に対する満足度の向上に努めます。

- (5)介護予防運動：利用者の生活の質の向上、活動力の向上を目的に、様々な運動を行います。
- (6)レクリエーション：心身の活性化を目的に、バラエティに富んだレクリエーションを行い、明るく楽しい雰囲気の中で楽しんでいただきます。
- (7)各種行事：季節ごとの行事や外出行事、地域の方々と交流することで、生きがいや楽しさを持っていただけるよう支援します。
- (8)相談援助：利用者および家族からの相談に対して、迅速、適切な対応・助言をします。
- (9)感染予防：利用者に安心して快適な生活を送っていただくために、日常的に標準予防措置策を徹底します。

3. その他

(1)スキルアップ

専門職として知識・技術を高め、倫理に基づいて誠実にサービスを提供します。

(2)法令遵守

介護保険法並びに関係法令等を遵守し、適正な事業運営を確保するとともに、サービスの質の向上に努めます。

(3)情報提供

利用者及び家族に、「うぐいすだより」を毎月発行して、事業の情報（行事・献立・お知らせ等）を周知します。

(4)事業の評価と事業内容の見直し

- ①サービス提供に関してのマニュアルを見直し、改善する必要がある場合は、検討・変更して、質の高いサービスを提供します。
- ②利用者の状態、生活環境の把握、情報共有のため、ホームヘルパー、ケアマネジャー等とのミーティングを随時実施します。

(5)感染症対策の強化

感染症の予防およびまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について職員に対して周知します。

また、必要に応じて指針を整備します。

(6)業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や非常災害時において、利用者に対する継続的なサービスの提供と早期の業務再開を図るための計画を職員に対して周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施します。

(7)虐待防止の推進及び身体拘束等の適正化のための対策

虐待の発生またはその再発を防止するための対策を検討する委員会および研修を定期的で開催し、その結果について、職員に対して周知します。

また、必要に応じて指針を整備します。

4. 研修会、会議、実習計画等

(1)研修会の参加計画

- ①スキルアップのための研修会
- ②採用時研修会：主な内容—法令遵守・接遇等（採用後3ヶ月以内）

- (2) 会議等
 - ① サービス担当者会議 (随時)
 - ② 管理者会議 (月 1 回)
 - ③ サービス内容検討会議等 (随時)
- (3) 実習の依頼がある場合は、実習生の受入れ (随時)

◎指定居宅介護支援事業所

1. 基本方針

- (1) 利用者が住み慣れた地域の中で、その人らしい生活の継続が出来るように、共に考え、共に歩みながら支援します。
- (2) 地域の生活支援ネットワークと連携を密にして、より安心できる生活環境づくりを目指します。
- (3) 利用者の意思及び人権を尊重し、心身の状況や置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づき適切な保健、医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように努めます。
- (4) 平川市、在宅介護支援センター、他の指定介護支援事業所、介護保険施設、医療機関等との連携に努めます。
- (5) 居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に居宅介護を支援します。
- (6) 介護給付から介護予防・日常生活支援総合事業への移行にあたり、円滑な実施が図れるよう他の職種との緊密な連携を図ります。
- (7) 感染症や災害が発生した場合でも利用者に対して、必要なサービスが安定的・継続的に提供できるように体制の確保に努めます。
- (8) 介護保険制度の改正に伴い、情報収集、内容の解釈に努め、利用者および家族に対し、分かりやすく説明し、安心して介護サービスが利用できるように支援します。

2. 事業内容

- (1) 介護給付
 - ① 利用相談
 - ② 契約
 - ③ ニーズの把握、課題分析
 - ④ ケアプランの作成
 - ⑤ サービスの調整 (サービス担当者会議開催)
 - ⑥ ケアプランの説明と同意
 - ⑦ サービス提供開始
 - ⑧ サービス実施状況の把握 (モニタリング)
 - ⑨ 給付管理票の作成と提出

(2) 予防給付・総合事業

- ①平川市から受託
- ②契約
- ③ニーズの把握、課題分析
- ④ケアプランの作成
- ⑤サービスの調整（サービス担当者会議開催）
- ⑥ケアプランの説明と同意
- ⑦サービス提供開始
- ⑧サービス実施状況の把握（モニタリング）
- ⑨給付管理票の作成と提出

3. その他

- (1) 介護保険対象者の住宅改修・福祉用具購入相談、書類作成・申請代行
- (2) 平川市からの介護保険要介護認定調査依頼受託
- (3) 担当利用者の介護保険認定更新申請代行、認定調査、利用サービスの継続確認等
- (4) 苦情処理・個人情報に関する管理
- (5) 介護支援専門員実務研修の実習受入

4. 研修会

- (1) 青森県社会福祉協議会主催の研修
- (2) 介護支援専門員協会主催の研修
- (3) 介護支援専門員更新研修
- (4) 主任介護支援専門員研修（碓ヶ関事業所1名予定）
- (5) 主任介護支援専門員更新研修
- (6) 介護サービス事業者等に対する集団指導
- (7) 訪問調査員現任者研修
- (8) 介護予防従事者研修
- (9) 地域包括支援センター主催の研修
- (10) 職能団体主催の研修
- (11) 介護支援専門員実務研修実習指導者養成研修
- (12) 新任者に対する研修

5. 会議

- (1) 内部会議（全体会議、管理者会議）
- (2) サービス担当者会議
- (3) 地域ケア会議（推進会議、個別会議）
- (4) 事業担当者会議
- (5) 困難事例に対する担当者レベルの会議
- (6) 苦情相談に対応する会議
- (7) 内部定例会議

◎特定相談支援事業所

1. 基本方針

- (1)利用者が地域での自立した生活が出来るよう、また、その人らしい生活の継続に留意し、共に考え、共に歩みながら支援します。
- (2)地域の生活支援ネットワークと連携を密にして、より安心できる生活環境づくりを目指します。
- (3)利用者の意思及び人権を尊重し、心身の状況や置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づき適切な保健、医療サービス及び障害福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように努めます。

2. 事業内容

サービス等利用計画作成の過程においては、ケアマネジメント手法を活用し、障がい者のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的視点から、地域での自立した生活を支えるものです。

- (1)利用相談
- (2)契約
- (3)ニーズの把握・課題分析
- (4)サービス等利用計画（案）作成
- (5)サービスの調整（サービス担当者会議開催）
- (6)サービス等利用計画の作成
- (7)サービス等利用計画説明と同意
- (8)サービス提供開始
- (9)サービス実施状況の把握（モニタリング）
- (10)感染予防については、利用者に安心して快適な生活を送っていただくために、日常的に標準予防措置策を徹底します。

3. その他

- (1)スキルアップについては、専門職として知識・技術を高め、倫理に基づいて誠実にサービスを提供します。
- (2)法令遵守については、障がい総合支援法並びに関係法令等を遵守し、適正な運営体制を確保しながら、サービスの質の向上に努めます。
- (3)事業の評価と事業内容の見直しを行います。利用者の状態や環境の把握について、情報共有しながら、関係機関とのミーティングを随時実施します。
- (4)業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や非常災害時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する体制等を検討する委員会を年2回開催します。研修を年1回および訓練を年1回実施します。必要に応じて業務継続計画の見直しを行います。

- (5)虐待防止の推進および身体拘束等の適正化のための対策

虐待防止および身体拘束等の適正化について検討する委員会を年2回開催します。研修を年1回実施し、職員の知識と意識の向上を図ります。

(6) ハラスメント行為への対策強化

誰もが安心して働ける職場環境を実現するために、研修を年1回実施します。

(7) 指定相談支援事業所の更新申請

障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者等に係る指定更新の申請に当たり、必要な書類を送付します。

4. 研修会の参加

(1) 相談支援従事者研修会

(2) 障害サービス事業者等に対する集団指導

5. 会議

(1) 内部会議（全体会議、管理者会議）

(2) サービス担当者会議

(3) 事業担当者会議

(4) 困難事例に対する担当者レベルの会議

(5) 苦情相談に対応する会議

(6) 相談支援部会（年3回）

◎居宅介護・重度訪問介護事業所

1. 基本方針

(1) 利用者の方が、住み慣れた地域の中で、その人らしい生活が出来るよう、共に考え、共に歩みながら支援します。

(2) 地域の生活支援ネットワークとの絆とかかわりを深め、地域住民の一番身近な存在となる事業所を目指します。

2. 事業内容

(1) 居宅介護

① 受診介助、食事、排泄、衣類着脱、自宅入浴介助、身体の清拭、洗髪、その他必要な身体介護等を行います。

② 調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

(3) 事業の評価と事業内容の見直し

① サービス提供に関してのマニュアルを見直し、改善する必要がある場合は、検討・変更して、質の高いサービスを提供します。

② 利用者の状態、環境の把握、情報共有のため、相談支援員、介護支援専門員等とのミーティングを随時実施します。

(4) 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や非常災害時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する体制等を検討する委員会を年2回開催します。研修を年1回および訓練を年1回実施します。必要に応じて業務継続計画の見直しを行います。

(5) 虐待防止の推進および身体拘束等の適正化のための対策

虐待防止および身体拘束等の適正化について検討する委員会を年2回開催します。研修を年1回実施し、職員の知識と意識の向上を図ります。

(6) ハラスメント行為への対策強化

誰もが安心して働ける職場環境を実現するために、研修を年1回実施します。

3. 研修会、会議、実習計画等

(1) 研修会の参加計画

- ① スキルアップ研修会
- ② 初任者・中級者・上級者研修
- ③ ホームヘルパー技術研修
- ④ 障害サービス事業者等に対する集団指導

(2) 会議等

- ① サービス担当者会議 (随時)
- ② 管理者会議 (月1回)
- ③ サービス内容検討会議等 (随時)
- ④ 困難事例に対する担当者レベルの会議

(3) 実習の依頼がある場合は、実習生の受入れ (随時)

8. 共同募金配分事業の効果的实施

共同募金の配分については、住民の自主的な参加による活動により、住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来る、福祉社会実現のための事業に着目した配分を基本的に考えます。

この配分の内容については、寄付者の理解・共感を得ることが重要であり、地域住民の関心も高いことから、配分統計システムの活用による情報の公開を図ります。

- (1) 障がい者通園 (所) 助成事業
- (2) ボランティア活動推進校指定事業
- (3) 平川市長寿福祉大会開催事業
- (4) 機関紙「社協だより」発行事業
- (5) ひとり暮らし高齢者会食サービス事業
- (6) 福祉情報出前講座事業
- (7) 地域ふれあい交流会開催事業
- (8) ふれあいいいききサロン推進事業
- (9) ファミリーサポートセンター事業

- (10) 愛の輪レクリエーション事業
- (11) 福祉体験事業
- (12) ボランティア市民活動センター事業
- (13) ボランティア連絡協議会助成事業
- (14) 過疎地域活性化事業

9. 指定管理者制度事業・受託事業の効果的運営

◎平川市尾上・碓ヶ関地域福祉センターの管理運営（指定管理者制度）

1. 目的（経営方針）

地域福祉センターの管理運営については、指定管理者として適正な管理運営をします。

地域福祉センターは、福祉活動の拠点として、市民の福祉ニーズに応じた住民参加による各種事業を行うとともに、地域住民の福祉の推進および福祉意識の高揚を図ることを目的とします。

これは、地域福祉推進を図ることを使命とする本会の目的と合致していることであり、関わる事業を総合的、効果的に実施して、効果的な施設管理と経費削減に努めます。

また、開設されてから、尾上地域福祉センターは34年目、碓ヶ関地域福祉センターは31年目となり、設備等の老朽化が進んでおり、修繕等については、平川市の担当課と連携・協議をして、適正な施設管理に努めます。

2. 事業内容

- (1) デイサービス事業
- (2) 研修養成事業
- (3) 相談事業（特別相談・法律相談）
- (4) 介護保険事業（居宅介護支援・通所介護・訪問介護）
- (5) 幼児・児童健全育成事業
- (6) 教養娯楽活動事業
- (7) 福祉情報の提供
- (8) ボランティア活動支援事業

3. 利用方法

原則として、平川市の在宅高齢者、障がい者、母子、児童および福祉関係団体を優先します。

◎平川市平賀児童館、尾上児童館の運営管理（指定管理者制度）

1. 目的

地域のニーズにあわせて、児童福祉サービスの展開を図るとともに、子育て情報の提供等を通じ、福祉のまちづくりを推進します。

そのうえで、児童館の果たす役割は大きく、次世代育成支援対策推進行動計画のもと、本会が有する社会資源を始め、関係機関との連携により、地域の子育てネットワークの

拠点として、効果的な運営を図ります。

2. 事業内容

- (1) 児童館事業は、児童に健全な遊びの場所を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に推進します。

また、家族や学校等と連携を図りながら推進します。

- (2) 本事業を2ヶ所（平賀、尾上地域）に開設し、児童の安全管理・生活指導および遊びを提供します。

また、地域との連携を深め、家庭、学校、関係団体等と協力しながら、子育て支援の場として地域に開放します。

◎尾上・碓ヶ関在宅介護支援センター事業（受託事業）

1. 目的

在宅の要援護高齢者等又はその家族等からの在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように関係機関との連絡調整等の便宜を供与し、福祉の向上を図ります。

◎平川市地域包括支援センターランチ事業（受託事業）

1. 目的

在宅の要援護高齢者または要援護となるおそれのある高齢者および介護者に対して、在宅介護の総合的な向上を図ります。

2. 事業内容

- (1) 介護予防教室の開催（週 1 回程度実施）
- (2) 一般介護予防事業：てんとうむし体操（年 2 2 回実施）
- (3) 家族介護者教室の開催（年 3 回実施）
- (4) 認知症サポーター養成講座の開催（年 1 回以上）
- (5) 地域住民（高齢者）の実態把握をするとともに介護ニーズ等を評価します。
- (6) サービス基本台帳の整備をします。
- (7) 各種保険福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供および積極的な利用について啓発を行います。
- (8) 在宅介護に関する各種相談に対し、電話、面接、訪問等による総合的な対応を行います。
- (9) 要介護高齢者等の家族等および相談協力員に対する指導・助言を行い、相談協力員との連携を強化します。
- (10) 認知症高齢者の介護を含む家族介護方法の相談、家族介護サービスの利用に関する相談を行います。
- (11) 住宅改修に関する相談および住宅改修に係る介護サービスの利用に関する相談を行います。
- (12) 公的保険福祉サービスの利用申請手続きの受付けおよび代行の便宜を図る等のサービスの適用調整を行います。

- (13) 平川市地域包括支援センターのランチ（地域住民の利便性を考慮して、地域住民からの相談を受け、集約したうえで地域包括支援センターに繋ぐ窓口）として、業務の協力に関する事業を行います。
- (14) 各関連領域の専門機関との連携を図ります。（認知症・虐待・権利擁護等）
- (15) 平川市地域ケア会議へ毎月参加します。

◎地域支援事業の実施（受託事業）

- 1. 介護予防・日常生活支援総合事業
 - (1) 生活支援コーディネーターの配置
 - (2) 一般介護予防事業
 - ① てんとうむし体操 各 22 回（尾上・碓ヶ関在宅介護支援センター）
 - ② 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- 2. 包括的支援事業
 - 平川市地域包括支援センターランチ事業
- 3. 任意事業
 - (1) 家族介護者教室 各 3 回（尾上・碓ヶ関在宅介護支援センター）
 - (2) 家族介護者交流事業 年 1 回（在宅介護者リフレッシュ事業）

◎平川市生活支援体制整備事業の実施（受託事業）

平川市では、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住民主体による生活支援と介護予防活動の創出に向けた体制づくりの推進に取り組めます。

本会では、平川市の委託を受け、平川市全域を担当します。

- 1. 第1層生活支援コーディネーター業務
 - (1) 社会資源マップの更新
 - ① 社会資源の追加、修正
 - ② 社会資源マップの活用の周知
 - (2) 支え合いの意識の普及・啓発
 - ① 「通いの場」を運営する地域住民が、介護予防や健康づくりを通じて、支え合いの意識を高められるような機会を提供します。
 - ② アウトリーチ（出前講座や「通いの場」立ち上げ支援等）により、支え合いの意識の普及・啓発に取り組めます。
 - (3) 生活支援の担い手の養成
 - ① 生活支援ボランティア養成講座、平川市認定ヘルパー養成講座を開催します。
 - ② 各養成講座の修了者を対象に、フォローアップ研修を開催します。
 - (4) 平川市、第2層生活支援コーディネーターとのネットワーク構築
 - ① 生活支援コーディネーター連絡会議を定期的に開催します。
 - ② 各種研修会に参加し、生活支援コーディネーターとしてのスキルアップを図ります。

(5) サービス創出にかかる指導、運営フォロー

- ① サービスの創出にあたっては、住民ニーズを把握して、平川市、第2層生活支援コーディネーターとの連携を密にして、支え合いの地域づくりに取組みます。
- ② 生活支援体制整備協議会において、事業報告を行います。

2. 第2層生活支援コーディネーター業務

平川市の委託を受け、第2層生活支援コーディネーター業務を実施します。

(1) 支え合いの意識の普及・啓発

- ① アウトリーチ（第2層協議体の開催、出前講座、「通いの」場立ち上げ支援等）により、支え合いの意識の普及・啓発に取り組めます。

(2) 住民主体サービスの立ち上げ支援

- ① 利用者と住民主体サービスのマッチングを行います。
- ② 砦ヶ関地域内における各種団体との話し合いを行います。
- ③ 「通いの場」のサービス立ち上げに関する指導、フォローを行います。
- ④ 平川市、関係機関等との連絡、調整を行います。

(3) 生活支援の担い手の養成

- ① 生活支援ボランティア養成講座、平川市認定ヘルパー養成講座に参加します。
- ② 必要に応じて、養成講座修了者のフォローアップを図ります。

(4) 平川市、関係機関等とのネットワーク構築

- ① 生活支援コーディネーター連絡会議に参加します。
- ② その他の各種研修会に参加し、生活支援コーディネーターとしてのスキルアップを図ります。

◎生活困窮者自立相談支援事業の実施（受託事業）

生活困窮者は、心身の状況の低下、借金、家庭、人間関係の問題等、複合的で多様な課題を抱えている場合も多く、また、生活困窮者の多くは離職や障がいにより起因する家庭内の問題であることや年齢層も様々であることから表面化しにくい傾向にあります。

しかし、解決が長引くほど状況は複雑化し、自立した生活に影響を及ぼします。

本相談事業においては、受け身の相談（待ちの姿勢）ではなく、必要に応じた積極的なアウトリーチ（出向いていく支援）も行い、生活困窮者の早期把握・早期発見に努め、包括的な伴走型支援、創造的な支援によりエンパワメントし、相談者が自立した生活を営めるよう努めます。

(1) 自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている方々に対し、相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要なのか相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

(2)住居確保給付金の相談・受付業務

離職により住居を失った方または失う恐れのある方に、就職に向けた活動をする事などを条件に、一定期間、家賃相当の住居確保給付金が利用できます。その申請窓口として、相談・受付業務を行います。

生活の拠点となる住居を整えたうえで、就職に向けた支援を行います。

(3)就労準備支援事業

一般就労に向けた準備として、1年間を基本として、支援プログラムを作成し、生活リズムの安定や社会参加経験の獲得を目指した支援を実施していきます。

(4)家計改善支援事業

家計の視点から相談支援を実施し、経済的な課題の背景にある家計問題について、相談者とともに理解し、相談者自身が家計管理をできるようになるよう支援を実施します。

また、必要に応じて司法書士や弁護士との連携、貸付の斡旋を行います。

(5)支援調整会議の開催

自立相談支援事業や住居確保給付金の申請、家計改善・就労準備に向けて作成した支援プランの適切性や関係機関との情報共有、プランの評価、支援の終結といった内容を関係者で協議する支援調整会議を開催します。

(6)その他の支援

平川市で実施していない任意事業についても、相談者のニーズに応じて、あらゆる社会資源と連携し、課題の解決を目指します。

10. その他

(1)福祉関係団体の事務及び事業への協力

各福祉関係団体は組織として、目的をもった任意団体であり、本会と連携して地域福祉の向上に寄与するため、事務委託契約を締結して、その活動を支援します。

※事務委託契約に基づく福祉関係団体事務

- ①社会福祉法人青森県共同募金会平川市共同募金委員会
- ②平川市老人クラブ連合会
- ③平賀地区・尾上地区老人クラブ
- ④平川市母子寡婦福祉会
- ⑤平川市手をつなぐ親の会
- ⑥平賀地区・尾上地区赤十字奉仕団
- ⑦平川市ボランティア連絡協議会
- ⑧平川市遺族会
- ⑨平川市身体障害者福祉会碓ヶ関支部